給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第１号
兵庫県西宮市上ケ原四番町４番33―401号
再生債務者　小竹　修一
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月９日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月16日から平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再ロ）第２号
新潟県村上市飯野３丁目５番５号１
再生債務者　越善　正也
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月19日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月２日から平成30年４月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１００３６号
東京都江東区東砂６―14―３―405
再生債務者　森山　唱子（旧姓門田）
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年12月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年３月８日まで
平成30年２月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第１００４０号
東京都清瀬市中里３―931―18
再生債務者　相馬　　功
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年１月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年３月８日まで
平成30年２月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第５号
岡山市南区浜野２丁目４番19号
再生債務者　川本登志雄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年11月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年３月13日まで
平成30年２月20日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第４号
金沢市田島町ウ16番地３
再生債務者　小林　冴子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年３月19日まで
平成30年２月19日　　金沢地方裁判所民事部

平成２９年（再ロ）第１７号
京都市南区西九条比永城町26番地の１
再生債務者　本荘　健次
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年３月23日まで
平成30年２月20日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１００２６号
埼玉県三越市大字下広谷807―１
再生債務者　長峰　幸生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年２月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月19日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２９年（再ロ）第７号
東京都あきる野市瀬戸岡128番地14
再生債務者　坂本　光男
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成30年２月20日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙の部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成三十年四月一日であり、甲、乙及び丙の株主総会の承認決議は平成三十年三月十五日にそれぞれ予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲及び乙）
掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成三十年二月二日
掲載頁　三頁
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年二月十三日
掲載頁　四十五頁（号外第二十九号）
平成三十年二月二十八日
岩手県盛岡市本宮四丁目四〇番二〇号
（甲）株式会社東北ＴＳＵＴＡＹＡ
代表取締役　小山　健一
岩手県盛岡市本宮四丁目四〇番二〇号
（乙）盛岡鳶屋書店株式会社
代表取締役　小山　健一
宮城県多賀城市中央二丁目四番三号
（丙）株式会社多賀城鳶屋書店
代表取締役　小山　健一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月二十四日
掲載頁　七十三頁（号外第一五八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月二十四日
掲載頁　七十三頁（号外第一五八号）
平成三十年二月二十八日
東京都千代田区丸の内二丁目五番二号
（甲）ダブルプリッジ・インフラストラクチャー株式会社
代表取締役　手塚　万峰
東京都千代田区丸の内二丁目五番二号
（乙）ディーピーアイ・マネジメント株式会社
代表取締役　塩谷　惣平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月十二日
掲載頁　五十一頁（号外第一五〇号）
平成三十年二月二十八日
東京都墨田区緑二丁目一四番一五号
（甲）杉田エース株式会社
代表取締役　杉田　裕介
東京都墨田区緑二丁目一四番一五号
（乙）ヨネミツエース株式会社
代表取締役　森川　一成

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成三十年四月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年十二月二十一日
掲載頁　一八二頁（号外第二七九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年十二月二十一日
掲載頁　一八二頁（号外第二七九号）
平成三十年二月二十八日
東京都品川区大崎一丁目二番二号
（甲）東京カレンダー株式会社
代表取締役　菅野　怡介
東京都品川区大崎一丁目二番二号
（乙）マッチアラーム株式会社
代表取締役　菅野　怡介